			事業報告書	
医療法人整	<b>隆理番号</b>	<u>.</u>	一般0039	
報告期間			令和6年4月1日	
		至	令和7年3月31日	
1 事業報告書	の概要	<u> </u>		
	(1)	名称	医療法人厚生会	
		分類①	社団(出資持分なし)	分類①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。) につい
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	変更があった場合は変更後。)
	(2)	事務所の所在地が関する。 お道府県	長崎県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事
		市区町村	長崎市	務所を記載すること。
		町名•番地	虹が丘町1番1号	
			<b>従たる事務所の記載はこちら</b>	
	(3)	設立認可年月日	昭和35年11月1日	
	(4)	設立登記年月日	昭和35年11月1日	
	(5)	理事長の氏名 姓	松本	
	(-)		一隆	
		役員及び評議員の人数	6	理事長を含む人数を記載すること。
		役員及び評議員	記載はこちら	T) B(CDO) (M(CDD) (M) GCC)
2 事業の概要	<u>                                     </u>	EXCOSE PLUMPS	10-MIO-032	
		本来業務(病院、診療所)	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
	(2)	附带業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	- 秋 三 素 初 - 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		
	(4)	当改五計中皮内に仕負称云人は計議良云し議次人は内息した事項		
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	<u>記載はこちら</u>	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保
	(7)	当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	記載はこちら	
	(,)		10 <del>10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1</del>	診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支え
				がにと。
	(0)		=7+1/1 = 4-5	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他	 記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又は
	(9)	Collin	直し単刈るとつり	国談会計平度内に行がに上事、医療機器の購入又は リース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任
				意)

# 様式1:1-(2)

	事業報告書						
1-(	1-(2) 従たる事務所の所在地						
	都道府県 市区町村		町名·番地	建物名			

様式1:1-(5)

	事業報告書						
1-(!	(5) 役員及び評議員						
	役職	姓	名	備考			
	理事	松本	純隆				
	理事	松本	一隆				
	理事	松本	俊二				
	理事	松本	寿美子				
	理事	芹田	巧				
	理事	冨永	雅博				

- 注)1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを 記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

#### 様式1:2-(1)

# 事業報告書

#### 2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

					許可病床数						
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	道ノ尾病院		4210112753	長崎市虹が丘町1-1	0	0	0	0	785	0	0
病院	虹が丘病院		4210150431	長崎市虹が丘町1-1	150	0	0	0	0	0	0
診療所	みちのおメンタルクリニック		4210166502	長崎市松山町3番94号	0	0	0	0	0	0	0
		·									

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

# 様式1:2-(1)

# 事業報告書

#### 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

# 様式1:2-(2)

# 事業報告書

2-(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
ふれあい		長崎市虹が丘町1-1	宿泊型自立訓練事業所
かいこう		長崎市虹が丘町1-1	指定就労継続支援B型事業所
すみ香		長崎市エミネント葉山町2-5	訪問看護ステーション
れいんぼうハウス滑石		長崎市滑石5-9-18	サービス付き高齢者向け住宅
にじいろ		長崎市虹が丘町1-1	訪問介護ステーション
ほの香		長崎市虹が丘町1-1	住宅型有料老人ホーム

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

# 様式1:2-(3)

	事業報告書				
2-	-(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)				
	種類	実施場所	備考		

# 様式1:2-(4)-(9)

	事業報告書					
2-	2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項					
	日付	議決又は同意した事項				
	令和6年6月24日	令和5年度決算の決定				
注	注)2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこ					

2-(	)当該会計年度内に発行した医療機関債							
	発行総額	申込期間	(開始日)	利率	資金使途	償還方法	 - 医療機関債を引き受けた医療法人名	
	申込単位	申込期間	(終了日)	払込期日	貝並快速	償還期限	広原機関項で引き支がた区原広入石	
	注)医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。							

<b>7</b> _	(6)	当該会計年度内に購入し	た医療機関係
۷-	(0)	コ設元計平及内に購入し	ノだけがほぼば1目

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、

これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間(開始日~終了日)	

#### 注

- 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
- 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2	-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設					
	日付	開設(許可を含む)した主要な施設				

2-(	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容						
- (		他の法律、通知等において指定された内容					
注)全ての指定内容について記載しても差し支えない。							

2-(9	9) その他				
	日付	記載事項			
注)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)					

法人名医療法人厚生会所在地長崎県長崎市虹が丘町1-1

※医療法人整理番号 一般0039

# **貸借対照表** 令和7年3月31日 **現在**

(単位:千円)

We are a def		7 /E > +0	(単位:千円)
資産の部	<b>△</b> #5	負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,754,267		1,142,901
現金及び預金	1,092,576	買掛金	40,028
事業未収金	1,585,428	短期リース債務	30,528
たな卸資産	72,178	未払金	668,023
前払費用	8,909	未払法人税等	141
その他の流動資産	7,992	未払消費税等	6,759
貸倒引当金	-12,816	預り金	131,699
その他の流動資産		賞与引当金	252,410
		その他の流動負債	13,313
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ  固定資産	5,901,065		
1 有形固定資産	4,630,078	Ⅱ 固定負債	1,121,369
建物	3,586,142	長期リース債務	28,088
構築物	205,170	退職給付引当金	931,834
医療用器械備品	274,360	その他の固定負債	161,447
その他の器械備品	89,514	その他引当金	
車両及び船舶	10,686	その他の固定負債	
土地	406,011		
有形リース資産	58,195		
その他の有形固定資産			
	-	負債合計	2,264,270
		純資産の部	<b>,</b>
2 無形固定資産	44,243	科目	金額
ソフトウェア	42,100	I 基金	
その他の無形固定資産	2,143		
その他の無形固定資産		Ⅱ 積立金	6,383,642
		設立等積立金	2,566,074
3 その他の資産	1,226,744	特別償却準備金	7,038
有価証券	16,455	圧縮積立金	4,168
役職員等長期貸付金	29,445	繰越利益積立金	3,806,362
長期前払費用	29,443	ባችለርያሳ ነነዚነ ነተ	3,000,302
<b>操延税金資産</b>	446,216		
深処代本貝性 その他の固定資産			
	736,812	III. 河东,协管羊苑笠	7 400
貸倒引当金	-2,184		7,420
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	7,420
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	6,391,062
資産合計	8,655,332	負債·純資産合計	8,655,332

<sup>(</sup>注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、 負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

<sup>2.</sup> 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名医療法人厚生会所在地長崎県長崎市虹が丘町1-1

医病汁上乾坤来口	<b>一点ルへへつへ</b>
医療法人整理番号	一般0039

損 益 計 算 書

**自** 令和6年4月1日 **至** 令和7年3月31日

(単位:千円)

								(単位:千円)
		科目					金	額
I	事業損益							
4	A 本来業務事業損益							
	1 事業収益							9,363,172
	2 事業費用							
	(1)	)事業費					9,381,776	
	(2)	) 本部費					0	9,381,776
		本来業務事業損失	Ę					18,604
Е	3 附帯業務事業損益							
	1 事業収益							434,458
	2 事業費用							418,620
		附带業務事業利益						15,838
C	以益業務事業損益							
	1 事業収益							0
	2 事業費用							0
		収益業務事業利益						0
			事	業	損	失		2,766
${\rm I\hspace{1em}I}$	事業外収益							
		受取利息					1,489	
		その他の事業外収益					33,500	34,989
Ш	事業外費用							
		支払利息					626	
		その他の事業外費用					3,283	3,909
			経	常	利	益		28,314
IV	特別利益							
		固定資産売却益					11,400	
		その他の特別利益					134,371	145,771
V	特別損失							
		固定資産売却損					2,358	
		その他の特別損失	714	71 <del>24</del> V	· ++□	TII 24	38,363	40,721
				引前当				133,364
				税・住民				26.274
					等調		36,230	36,371
			当	期	純利	益		96,993

<sup>(</sup>注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

<sup>2.</sup> 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

<b></b>	医	療法。	人	至生会						※医療法人整理者
斤在地	長	崎市	虹が5	上町1番1号						
					財		産	目	録	
						(令和	和7年3月	31日現在)		
				1. 資	Ē	産	額			8,655,332 千月
				2. 負		責	額			2,264,270 千月
				3. 純	資	産	額			6,391,061 千月
(内	訳)									
				区			分			
A 清	ī 動	資	産							
D [		\/hc+	→ <b>*</b> *							
B 匿	正	資	座							
C 賞	産	合	計					(A+B)		
D 負	音	合	計							
<i>D</i> ,		н	н							
E 新	į	資	産					(C-D)		

1.			
7			
,			

(単位・千円)

	(単位:千円)
宦	額
	2, 754, 266
	5, 901, 065
	8, 655, 332
	2, 264, 270
	6, 391, 061

- 10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項
- (1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容

取引条件及び取引条件の決定方針等

# (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と の関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目

\*関係事業者に関する事項については、該当がございません。

取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

期末残高(千円)	

#### 第1号議案-4

# 令和6年度 【第65期】 監査報告

私たちは、医療法人厚生会の令和 6 年会計年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)の業務

及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

## 監査方法の概要

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執 行状況を聴取し、

重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を

求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわ ち財産目録、

貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

#### 監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- ③ 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

# ' 令和7年6月13日

監事 原口 憲二 監事 渡辺 悦治

重重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

- 1 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 期末時の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産

最終仕入原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10 年4 月1 日以降取得の建物、及び平成28 年4 月1 日以降取得の建物付属設備、構築物は定額法。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物 2 年~47 年

構築物 5 年~50 年

医療用器械備品 4 年~10 年

その他の器械備品 2 年~17 年

車両及び船舶 2 年~7 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

リース期間定額法

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計 年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人前々 会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要 支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。なお、資産に係る 控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等はその他の固定資産に計上 のうえ5年間で均等償却しております。

- 5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
- (1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。ただし、1 契約におけるリース料総額が300 万円未満のリース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(2)補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、法人税法上の圧縮記帳が認められている場合には、積立金経理により処理しております。

6. 担保に供されている資産に関する事項

#### 【担保に供されている資産】

科目	金額	(千円)
土地		309,642
建物		3,125,218
構築物		199,251
計		3,634,113

なお、当会計年度末における担保に係る債務はありません。

- 7. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
  - (1) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目 リース料総額(千円) 未経過リース料(千円)

医療用器械備品7,9822,993その他の器械備品5,3721,696計13,3554,690

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,889,696 千円

# (3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

金額(千円)
71179
271163
148921
94710
18680
604,656
151,156
453,500
7,283
446,216

# 様式第四号

法人名 医療法人 厚生会

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

> 純 資 産 変 動 計 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3

	積立金				
	設立等 積立金	特別償却 準備金	圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計
令和6年3月31日 残高	2, 566, 074	6, 341	4, 534	3, 709, 696	6, 286, 646
会計年度中の変動額					
特別償却準備金積立		2, 660		△ 2,660	-
特別償却準備金取崩		△ 1,964		1, 964	-
圧縮積立金取崩			△ 365	365	-
当期純利益				96, 993	96, 993
積立金の変動以外の当期変 動額					
会計年度中の変動額 合計	_	696	△ 365	96, 662	96, 993
令和7年3月31日 残高	2, 566, 074	7, 038	4, 168	3, 806, 358	6, 383, 640

- 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
   評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の多することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

	設立等 積	特別償却準備金	圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計
令和6年3月31日 残高	2, 566, 074, 331	6, 341, 298	4, 534, 609	3, 709, 696, 454	6, 286, 646, 692
特別償却準備金積立		2, 660, 794		-2, 660, 794	0
特別償却準備金取崩		△ 1,964,011		1, 964, 011	0
圧縮積立金取崩			△ 365, 737	365, 737	0
当期純利益				96, 993, 533	96, 993, 533
積立金の変動以外の当期変 動額					0
会計年度中の変動額 合計		696, 783	-365, 737	96, 662, 487	96, 993, 533
令和7年3月31日 残高	2, 566, 074, 331	7, 038, 081	4, 168, 872	3, 806, 358, 941	6, 383, 640, 225

Very att VI. I take an of the			
※ 医療法人整理番号			
() () () () () () () () () () () () () (			

算 書 月 31 日 )

(単位:千円)

(単位:千円)		
	<b></b>	評価・打
純資産合計	評価・換算 差 額等合計	その他有価証券 評価差額金
6, 292, 458	5, 812	5, 812
-		
-		
-		
96, 993		
1,608	1, 608	1, 608
98, 602	1, 608	1, 608
6, 391, 061	7, 420	7, 420

**ご動額及び会計年度末残高に区分して記載** 

他有価証券評価差	評価換算差額	純資産合計
5, 812, 139	5, 812, 139	6, 292, 458, 831
		-
		-
		-
		96, 993, 533
1, 608, 822	1, 608, 822	1,608,822
1, 608, 822	1, 608, 822	98, 602, 355
7, 420, 961	7, 420, 961	6, 391, 061, 186

# 様式第五号

法人名 医療法人 厚生会

※医療法》

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

# 有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建物	10, 987, 424	91, 938	34, 924	11, 044, 437	7, 458, 295
	構築物	824, 744	9, 737	_	834, 481	629, 311
有	医療用器械備品	1, 161, 159	117, 958	78, 746	1, 200, 371	926, 010
形固	その他の器械備品	618, 258	46, 336	9, 122	655, 472	565, 957
定資	車両及び船舶	87, 510	-	11,070	76, 439	65, 753
産	土地	418, 111	-	12, 100	406, 011	
	リース資産	340, 611	11, 364	49, 415	302, 559	244, 367
	計	14, 437, 818	277, 335	195, 379	14, 519, 774	9, 889, 696
無形	ソフトウエア				62, 554	20, 454
固定	その他の無形固定資産				5, 464	3, 320
資産	計				68, 018	23, 774
	有価証券	14, 214	2, 240	-	16, 455	
そ	役職員等長期貸付金	30, 064	6, 920	7, 538	29, 445	
の	保険積立金	577, 760	251, 293	277, 639	551, 414	
他の	繰延税金資産	483, 077	_	36, 861	446, 216	
資産	その他の固定資産	86, 104	183, 582	83, 579	186, 107	712
生	貸倒引当金	△ 2, 183	-	_	△ 2, 183	
	<b>∄</b> †	1, 189, 038	444, 037	405, 620	1, 227, 456	712

(注) 1. 無形固定資産については、資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」,「当期増加額」及び減少額」の欄は省略しております。

2. 当期増加額の主なものは以下のとおりです。

建物:道ノ尾病院 センター棟空調機更新 60,000千円

医療用器械備品:虹が丘病院電動ベッド 28,038千円、人工膝関節手術用ロボット 20,760千円

保険積立金 : 生命保険契約 200,000千円

その他の固定資産:保険契約の転換等により保険積立金から長期前払費用への組替86,207千円

3. 当期減少額の主なものは以下のとおりです。

保険積立金 : 生命保険解約 173,868千円、長期前払費用へ組替 86,207千円

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載す

- 2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記
- 3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものにつ総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。(ただし,建設仮勘定の減少のうち各資産科目よるものは除く。)
- 5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合に 評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由 載すること。
- 6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の 度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総 下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減 の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

資産総額 9,245,740 ×1%= 92,457

l	

(単位:千円)

	(去位・111)
当期償却額	差引当期末残高
(千円)	(千円)
228, 147	3, 586, 142
20, 578	205, 170
129, 140	274, 360
31, 319	89, 514
6, 012	10, 686
	406, 011
49, 169	58, 192
464, 367	4, 630, 078
10, 826	42, 100
181	2, 143
11, 007	44, 243
	16, 455
	29, 445
	551, 414
	446, 216
23	185, 394
	△ 2, 183
23	1, 226, 743

「当期

# 様式第六号

法人名 医療法人 厚生会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	<u> </u>
貸倒引当金	14, 400	600	ı	-	
賞与引当金	236, 430	252, 410	236, 430	-	
退職給付引当金	936, 297	137, 180	141, 643	-	

- 1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
- 2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
- 3.「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

ī.			
7			
			1

当期末残高

(千円)

15,000

252, 410

931, 834

4.7

)

ļ

# 様式第七号

法人名	医療法人	厚生会

※医療法人整理

(単位:

所在地 長崎市虹が丘町1番1号

借 入 金 明 細 表

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率
	(千円)	(千円)	(%)
短期借入金	550, 000	-	
1年以内に返済予定の	_	_	
長期借入金			
長期借入金(1年以内に	_	_	
返済予定のものを除く。)			
その他の有利子負債			
リース債務	103, 644	58, 616	1.60
長期未払金(割賦未払金)	264, 247	241, 280	1. 67
合 計	917, 891	299, 896	_

(注) その他の有利子負債の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

1年以内 1年超2年以内 2年超3年以内 3年超4年以内 4年超5年以内 5年走 リース債務 30, 528 12,860 8,950 5, 363 長期未払金 66, 256 50, 332 87, 798 29,764 7, 128 計 59, 283 35, 127 8,041 118, 326 79, 117

- 1. 短期借入金、長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。) 及び金利の負担を伴うその他の負債(以下「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を 欄外に記載すること。
- 3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4.「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後 5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

|--|

返済期限
l
令和7年4月~ 令和12年2月
令和7年4月~ 令和11年12月
_

千円) <u>2</u> ---

# 様式第八号

法人名	医療法人 厚生会	※医療法人整理番号
所在地	長崎市虹が丘町1番1号	

有 価 証 券 明 細 表

# 【その他】

種類及び銘柄		口 数 等	貸借
有価証券	その他有価証券		
<b>1</b>	†		

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の値でその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有信に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に で記載すること。

1.			
7			
,			

対照表価額

(千円)

16, 455

16, 455

責券及

ธ証券

丞分し

# 様式第九号の一号

 法人名
 医療法人
 厚生会

 所在地
 長崎市虹が丘町1番1号

※医療法人整理番号 | | |

#### 事業費用明細表

(単位:千円)

			( <del>+</del>   <del>-</del>
区分	本来業務 事業費用	付帯業務 事業費用	合 計
材料費	1, 593, 524	11, 375	1, 604, 900
給与費	5, 919, 414	283, 543	6, 202, 957
委託費	269, 899	39, 158	309, 058
経費	1, 592, 929	84, 409	1, 677, 339
売上原価	-	-	-
その他の事業費用	6,007	133	6, 140
± 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9, 381, 776	418, 620	9, 800, 396

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に付随して行われるもの(売店等)及び収益業務商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品(又は製品)期首たな卸高、当期高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びそ費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係るとして整理した費目を記載する。

# 独立監査人の監査報告書

令和7年6月13日

医療法人厚生会 理事会 御中

公認会計士

# 中道健大學

## 監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人厚生会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第65期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準に おける私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び 附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任 は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。 私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内 容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注 記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人 は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療 法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報 告を行う。

#### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。